

## 地方独立行政法人山口県産業技術センター外部通報に関する規程

平成30年4月1日

地方独立行政法人山口県産業技術センター規程第33号

### (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「法人」という。）において、法人の職員等以外の者からの外部通報に関し必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、法人の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 法人の役員（非常勤の役員を含む。）及び職員（非常勤嘱託職員等を含む。）
  - 二 法人が他の事業者との契約に基づいて事業等を行う場合における、当該事業等に従事する労働者
- 2 「外部通報」とは、法人職員等以外の者が、職員等が次の各号のいずれかに該当する行為を行っていると思料した場合又は行っていると思料する場合に通報することをいう。
- 一 法令及び規程等に違反し、又は違反するおそれのある行為
  - 二 個人の生命、身体、財産その他権利利益を害し、又は害するおそれのある行為
  - 三 前二号に掲げるもののほか、法人の業務運営を害し、又は害するおそれのある行為

### (外部通報窓口)

第3条 外部通報を受理するため、法人内に外部通報窓口を置く。

- 2 外部通報窓口は、経営管理部長をもって充てる。

### (外部通報窓口に係る事務に従事する職員の責務等)

第4条 外部通報窓口及びその他外部通報に係る事務に従事する職員（以下「外部通報窓口職員等」という。）は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた場合においても、同様とする。

- 2 外部通報窓口職員等は、誠実かつ公正に職務を執行しなければならない。

### (通報の受理)

第5条 外部通報窓口は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等により通報を受けた場合は、当該外部通報の趣旨の確認に努めなければならない。

(調査の実施)

第6条 外部通報窓口は、外部通報を受けた場合は、直ちに理事長に報告の上、予備調査を実施する。

2 理事長は、前項の予備調査の結果、本調査の必要があると認めるときは、調査担当者を選任のうえ、調査の開始を指示するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、別に定めるところにより調査委員会を設置し、調査を実施するものとする。

3 外部通報に関して調査の対象となった部署に所属する職員は、当該調査に協力するとともに、当該外部通報者を特定するための調査を行ってはならない。

4 外部通報窓口は、外部通報が不当なものであると認めて調査を行わないときは、必要に応じ、外部通報者に対してその理由を説明するものとする。

(調査結果の通知等)

第7条 外部通報窓口は、調査結果について理事長及び監事に報告するものとする。

2 外部通報窓口は、外部通報者が通知を望んでいる場合は、調査結果について外部通報者に通知するものとする。

(改善措置)

第8条 理事長は前条第1項に基づく調査結果の報告を受けたときは、必要に応じ、是正措置、再発防止措置等の改善措置を講じるものとする。

(改善措置等の通知)

第9条 理事長は、前条に基づく改善措置を講じたときは、外部通報者が通知を望んでいる場合は、その旨を外部通報者に通知するものとする。

(外部通報者の保護)

第10条 法人は、通報したことを理由として、外部通報者に対していかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 法人は、法人との間に契約関係にある団体等の関係者が通報をしたことを理由として、当該団体等に不利益な取り扱いをしてはならない。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。